(様式第1号)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 出雲市介護事業者間メッセージ交換システム事業実施に係る個人情報の取扱いに関する覚書 |  |

　出雲市(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)とは、「出雲市介護事業者間メッセージ交換システム事業実施要綱」に基づき、乙が出雲市介護事業者間メッセージ交換システム事業(以下「事業」という。)へ参画し、介護事業者間メッセージ交換システム(以下「システム」という。)を利用することによって、乙が送受信する個人情報(以下「個人情報」という。)の取扱いに関して、次のとおり取決めをする。

(総則)

第1条　乙は、個人情報を介護保険業務以外の目的に使用してはならない。

　(基本的事項)

第2条　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、システムの運用及び管理、並びに個人情報の利用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

　(秘密の保持)

第3条　乙は、システムによって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。事業への参画が終了し、または休止或いは中止した後においても同様とする。

　(本人への開示)

第4条　乙は、本人、或いは本人の同意を得た家族から個人情報の開示請求があった場合は、当該個人情報を開示しなければならない。ただし、要介護認定に関する情報については除くものとする。

　(収集の制限)

第5条　乙は、個人情報を収集するときは、介護サービスを提供するための必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

　(適正な維持管理)

第6条　乙は、事業に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

　(目的外利用及び提供の禁止)

第7条　乙は、事業に関して知り得た個人情報を事業の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

　(従業者への周知)

第8条　乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても事業に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用した場合には、罰則が科せられることその他の個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

　(複写又は複製の禁止)

第9条　乙は、事業を処理するために受信した個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

　(資料等の廃棄)

第10条　乙は、事業を行うために受信した個人情報が記録された資料等は、利用者との契約が消滅した場合、速やかに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示した方法によるものとする。

　(調査)

第11条　甲は、乙が事業を実施するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

　(事故報告並びに損害の賠償)

第12条　乙は、この覚書に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。また、乙の責により第三者にあたえた損害については、すべて、乙がその責任を負うものとする。

　(指示)

第13条　甲は、乙が事業を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

　(その他)

第14条　この覚書に定めのない事項または、この覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり、合意の証として、本書を2通作成し、甲乙記名・押印の上、各自その一通を保有するものとする

　　　　年(　　　　)　　月　　日

甲　出雲市今市町109―1

出雲市長　　(氏名)　　㊞

乙